

第二の部分の個別手数料の納付は国際事務局に対する手続であるから、我が国はその納付の事実を直接知り得ない。したがって、国際事務局が個別手数料の不納により、その基礎とした国際登録を国際登録簿から取り消したことをもって、国際商標登録出願が取り下げられたものとみなし、当該出願を特許庁の係属から解くこととした。

五項は、更新の際に必要な個別手数料について規定したものである。国際登録の更新に関する料金も個別手数料として国際事務局に納付することが必要となる。

六項は、国際登録に基づく商標権については個別手数料により料金納付がされることから、通常の商標権に関する出願料、登録料の規定については適用しない旨を規定したものである。

なお、平成二〇年の一部改正により、一項及び五項に規定する個別手数料の引下げを行った。

(経済産業省令への委任)

第六八条の三一 第六八条の九から前条までに定めるもののほか、議定書及び議定書に基づく規則を実施するため必要な事項の細目は、経済産業省令で定める。

(本条追加、平一一法律四一、改正、平一一法律一六〇)

〔趣 旨〕

本条は、本節の規定に関して議定書及びその規則の実施のために必要とされる事項については、経済産業省令で定める旨を規定したものである。

第三節 商標登録出願等の特例

## (国際登録の取消し後の商標登録出願の特例)

- 第六八条の三二 議定書第六条(4)の規定により日本国を指定する国際登録の対象であつた商標について、当該国際登録において指定されていた商品又は役務の全部又は一部について当該国際登録が取り消されたときは、当該国際登録の名義人であつた者は、当該商品又は役務の全部又は一部について商標登録出願をすることができる。
- 2 前項の規定による商標登録出願は、次の各号のいずれにも該当するときは、同項の国際登録の国際登録の日(同項の国際登録が事後指定に係るものである場合は当該国際登録に係る事後指定の日)にされたものとみなす。
- 一 前項の商標登録出願が同項の国際登録が取り消された日から三月以内にされたものであること。
  - 二 商標登録を受けようとする商標が前項の国際登録の対象であつた商標と同一であること。
  - 三 前項の商標登録出願に係る指定商品又は指定役務が同項の国際登録において指定されていた商品又は役務の範囲に含まれていること。
- 3 第一項の国際登録に係る国際商標登録出願についてパリ条約第四条の規定による優先権が認められていたときは、同項の規定による商標登録出願に当該優先権が認められる。
- 4 第一項の国際登録に係る国際商標登録出願について第九条の三又は第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条の二第二項の規定による優先権が認められていたときも、前項と同様とする。
- 5 第一項の規定による商標登録出願についての第十条第一項の規定の適用については、同項中「商標登録出願の一部」とあるのは、「商標登録出願の一部(第六八条の三十二第一項の国際登録において指定されていた商品又は役務の範囲に含まれているものに限る。)」とする。

(本条追加、平一法律四一)

〔趣旨〕

本条は、国際登録に基づく商標権又は国際商標登録出願に係る国際登録が取り消されたときの救済手段について、議定書九条の五に基づき規定したものである。

議定書九条の五は、国際登録の日から五年以内に本国官庁の国において、その国際登録の基礎となった商標登録出願又は商標登録についてその効果を失わせるような事態が生じると、その効果を失った範囲において国際登録の保護を受けることができなくなる(議定書六条③に規定する場合であり、通常このような事態をセントラルアタックと称している)。議定書は、このようなときには国際登録による保護を受けていた締約国に、もとの名義人が国際登録の対象であった商標及び商品又は役務については、再度その締約国において商標登録を出願することを可能とし、かつ、その出願は、国際登録の日(事後指定のときは事後指定の日)までの出願日の遡及効を認めるといふ、各締約国ごとの救済手段を定めている。

一項は、国際登録が取り消されたときに商標登録出願できる旨を規定するものである。当該商標登録出願がセントラルアタックに起因するものであることを明らかにするために「議定書第六条(4)の規定により」と規定したものである。また、本条の規定の適用を受けることができるのは我が国を指定していた国際登録であることから「日本国を指定する国際登録」と規定し、保護の失われた一部についての出願も認められることから「全部又は一部について」と規定したものである。

二項は、一項の商標登録出願については国際登録の日に出願されたものとみなされる効果とその要件を規定したものである。このような効果は議定書九条の五の規定に基づくものである。

一号は、議定書九条の五(i)に対応する要件である。

二号は、同条本文中の「同一の標章に係る標章登録出願」に対応する要件である。

三号は、同条(ii)に対応する要件である。同条(iii)に対応する要件は、本条に規定する商標登録出願が商標法に規定する出願に関する他の要件を満たす必要があることである。

三項は、議定書九条の五の要請を受けたものであり、議定書上「当該国際登録についてその名義人が優先権を有していた場合には、当該名義人であった者は、同一の優先権を有するものとする。」と規定されていることから、取り消された国際登録にパリ条約四条の規定による優先権が認められていたときには、本条の規定により優先権が認められることになる。また、このときは議定書の要請により優先権主張手続を再度行うことなく優先権が認められることとなる。

四項は、我が国においてはパリ条約の例による優先権主張を認めていることから、このような優先権についても前項と同様に優先権を認めることとしたものである。

五項は、一項の規定による商標登録出願についての出願の分割の特例について規定したものである。本条の規定による商標登録出願は、本項を含めて本節の特例規定を除き通常の商標登録出願と同じ様に扱われるが、適法な商標登録出願の分割に係る新たな商標登録出願は出願時の特例が認められているところ、もとの国際登録において指定した商品又は役務の範囲を超えた内容の商標登録出願をして、その超えた範囲について出願の分割に係る新たな商標登録出願をしたときに、その範囲がもとの出願の範囲内であるがもとの国際登録の範囲外であるような場合にまで、出願時の遡及を認めることは妥当ではないことから、出願の分割のできる範囲について限定したものである。

#### 〔参 考〕

ヘセントラルアタック／国際登録の基礎となっている締約国の商標登録出願又は商標登録の失効により、その失効した

範囲の限度で、その国際登録の保護がされている締約国の商標の保護が失われることをいう。

(議定書の廃棄後の商標登録出願の特例)

第六八条の三三 議定書第十五条(5)(b)の規定により、日本国を指定する国際登録の名義人が議定書第二条(1)の規定に基づき国際出願をする資格を有する者でなくなつたときは、当該国際登録の名義人であつた者は、当該国際登録において指定されていた商品又は役務について商標登録出願をすることができる。

2 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の規定による商標登録出願に準用する。この場合において、前条第二項第一号中「同項の国際登録が取り消された日から三月以内」とあるのは、「議定書第十五条(3)の規定による廃棄の効力が生じた日から二年以内」と読み替えるものとする。

(本条追加、平一一法律四一)

〔趣 旨〕

本条は、締約国が議定書を廃棄（議定書一五条）したことにより、その締約国の国民等である者が議定書の締約国の国民等の資格を失い議定書の利益を享受できなくなったときに、既に国際登録の保護が及んでいた締約国である我が国に国際登録と同一の内容について商標登録出願することを認めることを規定したものであり、議定書一五条(5)(b)の規定に基づくものである。

一項は、議定書の廃棄により国際登録による保護を我が国で受けることができなくなった者が、その所有していた国際登録と同一の内容で我が国に商標登録出願することができる旨を規定したものである。「日本国を指定する国際登録」として我が国を指定していた国際登録に限られるのは前条と同様である。

「国際登録の名義人が議定書第二条(1)の規定に基づき国際出願をする資格を有する者でなくなつたときは」とは、国際登録の保護を受けることができなくなつた者という趣旨である。

また、前条とは異なり全部又は一部と規定していないのは、国際登録の廃棄という性格上、国際登録の一部の失効という事態は想定しえないことによるものである。

二項は、前条の準用規定である。再出願の認められる期間が異なる他は前条と同様である。

(拒絶理由の特例)

第六八条の三四 第六八条の三十二第一項又は前条第一項の規定による商標登録出願についての第十五条の規定の適用については、同条中「次の各号のいずれかに該当するとき」とあるのは、「次の各号のいずれかに該当するとき又は第六八条の三十二第一項若しくは第六八条の三十三第一項の規定による商標登録出願が第六八条の三十二第一項若しくは第六八条の三十三第一項若しくは第六八条の三十二第二項各号(第六八条の三十三第二項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する要件を満たしていないとき」とする。(改正、平一七法律五六)

2 国際登録に係る商標権であつたものについての第六八条の三十二第一項又は前条第一項の規定による商標登録出願(第六八条の三十七及び第六八条の三十九において「旧国際登録に係る商標権の再出願」という。)については、第十五条(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(本条追加、平一一法律四二)

〔趣 旨〕

本条は、六八条の三二及び前条に規定する出願について拒絶理由の特例を規定したものである。

一項は、通常の商標登録出願に係る拒絶の理由に加えて、出願日のみなし効果の要件を拒絶の理由としたものである。すなわち、六八条の三二及び前条に規定する出願については、出願日のみなし効果の要件を満たしていないときには出願日のみなし効果がないものとして扱うのではなく、商標登録出願を拒絶することとした。

二項は、もとの取消し又は廃棄に係る国際登録について、我が国で国際登録に基づく商標権として実体審査を経て保護が確定していたときは、六八条の三二及び前条に規定する出願については実体的な拒絶理由の審査を行わない旨を規定したものである。これは、再出願に係る出願人及び指定商品又は指定役務が同一の範囲内であることから、再び実体的要件の審査は要しないものと考えられるからである。

なお、一五条三号に規定する六条一項又は二項の要件については審査することとしたのは、六八条の三二及び前条に規定する日本語による商標登録出願は、必ずしも過去の国際登録に基づく商標権の商品及び役務の区分に従ってなされるものとは限られないところ、区分の数は出願の料金にも関連するので、実質的な審査が再度必要となるからである。

(商標権の設定の登録の特例)

第六八条の三五 第六十八条の三十二第一項又は第六十八条の三十三第一項の規定による商標登録出願については、当該出願に係る国際登録の国際登録の日(国際登録の存続期間の更新がされているときは、直近の更新の日)から十年以内に商標登録をすべき旨の査定又は審決があつた場合であつて、当該出願に係る国際登録が議定書第六条(4)の規定により取り消された日前又は議定書第十五条(3)の規定による廃棄の効力が生じた日前に第六十八条の三十第一項第二号に掲げる額の個別手数料が国際事務局に納付されているときは、第十八条第二項の規定にかかわらず、商標権の設定の登録をする。

(本条追加、平一一法律四一)

〔趣旨〕

本条は、セントラルアタック後の再出願（六八条の三二第一項）又は議定書廃棄後の再出願（六八条の三三第一項）の規定による商標登録出願についての商標権の設定の登録の特例について規定したものである。具体的には、国際登録を一年間維持するのに必要な個別手数料を既に支払った場合に講じられる救済措置について規定している。

従来は、セントラルアタック後又は議定書廃棄後の再出願については、もとの国際登録について国際登録前に個別手数料が一括払いされており、登録料相当分が既に納付済みであるため、「商標登録をすべき旨の査定又は審決があったとき」を商標権の設定の登録の要件としていた。

平成一四年の改正で個別手数料の二段階納付制度を導入したが、本条に規定する救済措置の対象とすべきものは、一年分の国際登録を維持できる額の個別手数料が既に支払われている国際登録であることに変わりはない。言い換えれば、国際商標登録出願又は国際登録に基づく商標権の基礎とした国際登録について、セントラルアタックにより国際登録簿から取り消された日前又は議定書第一五条(3)の規定による廃棄の効力が生じた日前までに、既に二段階納付のうちの第二の部分の個別手数料までもが国際事務局に納付されている場合が本条に規定する救済措置の対象となる。

したがって、「十年以内に商標登録をすべき旨の査定又は審決があった」とする要件は維持しつつ、「セントラルアタックによる国際登録が取り消された日前又は議定書廃棄の効力が生じた日前に六八条の三〇第一項第二号に掲げる額の個別手数料が国際事務局に納付されているとき」とする要件を新たに追加することとした。

本条は、六八条の三二又は六八条の三三に規定する商標登録出願についての設定の登録の特例について規定したもので本条は、七章の二第二節において商標権の設定の特例を定めた趣旨と同様、国際登録又は国際登録の存続期間の更新の

際には、登録料に相当する個別手数料はすでに徴収していることから、再度、登録料を納付させることなく設定の登録を行うこととしたものである。この場合の商標権の存続期間は、国際登録の日又は国際登録の存続期間の更新の日から十年を満了するまでの期間となる。

また、「十年以内に商標登録をすべき旨の査定又は審決があつた場合であつて、当該出願に係る国際登録が議定書第六条(4)の規定により取り消された日前又は議定書第一五条(3)の規定による廃棄の効力が生じた日前に六八条の三〇第一項第二号に掲げる額の個別手数料が国際事務局に納付されているとき」としたのは、登録料に相当する個別手数料が納付されていない期間についてまで、設定の登録の特例を設けることは手続上不合理であるからである。

(存続期間の特例)

第六八条の三六 前条に規定する商標権の存続期間は、当該出願に係る国際登録の国際登録の日(当該国際登録の存続期間の更新がされているときは、直近の更新の日)から十年をもつて終了する。

2 前項に規定する商標権の存続期間については、第十九条第一項の規定は、適用しない。

(本条追加、平一一法律四一)

〔趣 旨〕

本条は、前条の規定により設定の登録をされた商標権の存続期間の特例について規定したものである。

前条の規定により登録料の納付をしないで登録された商標権の存続期間は、取消し又は廃棄に係る国際登録の存続期間の満了時までとなる。

このような特例との関係で二項では、商標法における原則である商標権の存続期間は設定登録の日から一〇年である

という一九条の規定は適用しない旨を定めた。

なお、前条一項の条件を満たさない出願は、前条及び本条の適用は認められないことから、原則通り一八条二項の規定により登録料の納付を待って設定の登録がされ商標権が発生し、その商標権の存続期間も一九条一項の規定により、設定の登録の日から一〇年となる。

(登録異議の申立ての特例)

第六八条の三七 旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商標登録についての第四十三条の二の規定の適用については、同条中「商標登録」とあるのは、「商標登録(旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商標登録)にあつては、もとの国際登録に係る商標登録について登録異議の申立てがされることなくこの条に規定する期間を経過したものを除く。」とする。

(本条追加、平一一法律四一)

〔趣旨〕

本条は、六八条の三二又は六八条の三三に規定する商標登録出願に係る商標登録についての登録異議の申立ての特例について規定したものである。

すなわち、六八条の三二又は六八条の三三に規定する商標登録出願に係る取消し又は廃棄された国際登録に基づく商標権に係る商標登録について登録異議の申立てがなされなかったときは、その商標登録出願に係る商標登録については登録異議の申立ての対象とはしないこととしたものである。

これは実体審査の特例として六八条の三四を規定したことに同様の趣旨によるもので、実体審査の対象とされないも

のについて登録異議の対象とすることは、登録異議の申立て制度の趣旨に沿わないものだからである。

(商標登録の無効の審判の特例)

第六八条の三八 第六十八条の三十二第一項又は第六十八条の三十三第一項の規定による商標登録出願に係る商標登録についての第四十六条第一項の審判については、同項中「次の各号のいずれかに該当するとき」とあるのは、「次の各号のいずれかに該当するとき又は第六十八条の三十二第一項若しくは第六十八条の三十三第一項若しくは第六十八条の三十二第二項各号（第六十八条の三十三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反してされたとき」とする。

(本条追加、平一一法律四一、改正、平一七法律五六)

〔趣 旨〕

本条は、六八条の三二又は六八条の三三に規定する商標登録出願に係る商標登録についての商標登録無効審判理由の特例について規定したものである。

すなわち、六八条の三二又は六八条の三三に規定する商標登録出願の出願日の遡及効が認められるための要件を商標登録の拒絶の理由としたこととの関係で、この拒絶すべき理由が看過され登録されたときには、その登録処分に係る瑕疵を是正するために商標登録の無効理由として追加したものである。

六八条の三二又は六八条の三三に規定する商標登録出願については、議定書九条の五、一五条(5)(b)の条件を、その出願の出願日の遡及効の要件とし、また、拒絶の理由、及び無効の理由としたものである。

(同前)

第六八条の三九 旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商標登録についての第四十七条の規定の適用については、同条中「請求することができない。」とあるのは、「請求することができない。商標権の設定の登録の日から五年を経過する前であつても、旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商標登録については、もとの国際登録に係る商標登録について本条の規定により第四十六条第一項の審判の請求ができなくなつているときも、同様とする。」とする。

(本条追加、平一一法律四一)

〔趣旨〕

本条は、六八条の三二又は六八条の三三に規定する商標登録出願に係る商標登録についての除斥期間の特例について規定したものである。

すなわち、六八条の三二又は六八条の三三に規定する商標登録出願のもとの国際登録に基づく商標権に係る商標登録について、既に無効審判請求による除斥期間(四七条)が経過していたときは、その商標登録出願に係る商標登録についての除斥期間の適用があるものとしたのである。

このような特例を設けたのは、取消し又は廃棄に係るもとの国際登録に基づく権利の内容及び商標権者と、六八条の三二又は六八条の三三に規定する商標登録出願に係る権利の内容及び商標権者が同一、言い換えるならば商標登録の主体及び客体が同一であるということによるものである。